

鹿屋市職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員団体の登録に関する規則（平成18年鹿屋市公平委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式から別記第6号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。